

○警察車両の適正管理について

昭和 57 年 9 月 21 日

岩警発第 590 号

警 察 本 部 長

通達の概要

警察車両の管理については、「岩手県警察車両管理規程」(昭和 38 年岩手県警察本部訓令第 11 号)、「岩手県警察車両管理規程の一部改正について」(昭和 52 年 3 月 1 日岩警発第 115 号) 及び「警察車両の適正管理について」(昭和 54 年 5 月 15 日岩警務発第 79 号例規通達) により、その適正を図ってきたところであるが、実態に合わない面が見受けられることから、今後は、前記車両管理規程のほか、より適正な管理を期するため、本通達で細目的事項を定めたもの。